

令和 5年6月5日  
清水水先区水先人会



## 令和4年度 事業報告

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）」により改正された水先法の目的に鑑み、令和4年度において以下の事業活動を行った。

### 1. 重点事業

令和4年度は、引き続き利用者の一層の信頼を得るべく、水先業務の安全と水先業務船舶の運航効率改善に向け、業務の充実に努めた。

### 2. 各事業

#### 1) 適正化事業

- イ) 会員に対し水先業務の適正な運営に関する指導及び監督を行った。  
水先業務の遂行に当たっては、平成30年2月に策定された清水港水域利用調整の手引きに従い、水域利用調整に係る情報の清水船舶情報センターへの一元化による港内外における運航船、錨泊/漂泊予定船の情報に基づく運航調整に従い、又必要に応じ同情報センターに進言し、安全と運航効率の確保に努めた。また、携帯VHF Ch-08を利用した清水船舶情報センターとの緊急連絡体制の確保を継続した。
- ロ) 水先業務品質管理基準に基づき内部監査を適切に実施し、適正な業務品質管理に努めると共に、会員に自主健康検査及び法定健康検査を受診させ健康維持を図り、水先人乗船中の事故防止に努めた。
- ハ) 清水港防災対策協議会および台風/津波等対策協議会等に参画し、水先業務の安全性及び品質の向上に努めた。
- ニ) 新型コロナウイルス感染症禍の中でユーザー対応窓口の継続的な充実に努めるため、ネット等を利用し船舶代理店会との連絡を密にし、水先業務に関する船舶の安全で効率的な運航調整及び本船接岸中の安全荷役に資する要望に対し、ユーザー対応委員会兼安全懇談会に代えてパイロット会議を開催し、その対応の円滑化に努めた。  
また、清水海上保安部、私設バース管理者、曳船会社、及び曳船船長等の水先業務関係者との意思疎通は安全運航維持上特に重要である事に鑑み、ネット等を使用して情報交換を実施し、水先業務遂行上の問題点について相互確認と改善に努めた。
- ホ) 新公益法人会計基準による経理処理体制を充実させると共に、公認会計士との公益法人監査契約に基づき、公益水先人会財務諸表報告書の作成・監査体制を確保した。
- ヘ) 日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認める事業への協力を図った。

- ト) 業務維持継続計画に基づき、伊勢三河湾水先区水先人会から当水先区の複数免許を取得するため修業生1名を受け入れ、水先実務研修計画を策定、履行し免許取得に協力した。
  - チ) 新型コロナ感染症の感染防止対策として対応要領を遵守すると共に関連する最新の情報を入手し感染防止に努め、水先業務体制維持に努めた。
- 2) 水先人の教育関連事業
- イ) 新型コロナ感染症禍の中で水先業務の技術向上の為の講習会に代え、当会における事故事例集を作成し、情報を共有した。
  - ロ) 日本水先人会連合会が実施する安全研修・更新講習へ参画した。
  - ハ) 入会后3年目までの水先人に対する水先業務検証を確実に実施した。
  - ニ) 新一級水先人の就業に伴い、水先業務検証制度に基づき適正な水先業務の開始と維持を確認した。
- 3) 業務取次窓口業務
- イ) 会員のする水先業務の引き受けに関する事務を適確に実施した。
  - ロ) 会員のための料金收受事務を適確に実施した。
- 4) その他の事業
- イ) 水先要請に必要な情報および本会に関する最新情報を書面及びインターネット(日本水先人会連合会ホームページ)を通じて公開した。
  - ロ) 水先人1名が新たに田子の浦水先区の複数免許を取得することにより、水先人2名によるスポット支援体制を維持した。
  - ハ) 新型コロナ禍で中断されていた外航大型客船の受入が令和5年3月1日に再開され、日の出及び興津埠頭を活用する大型客船寄港及び継続する富士見埠頭改良工事に対する安全・効率運航維持を実施した。

以上